

2007 年度税制改正に望む

社団法人 関西経済連合会

わが国経済は、1990 年代後半に厳しいデフレ不況に直面した民間企業が懸命の構造調整を進めてきた結果、2002 年初めから続く長期の回復過程にある。一方で、1990 年代に経済を下支えするために実施された財政支出、加えて、少子高齢社会の到来による社会保障関連費用の膨張によって、財政状況は国際的にも厳しい状況に陥っている。

また、グローバルな経済競争が激化する一方で、昨年からは国内の人口減少が始まっている。これらの中長期的な問題を乗り切っていくための基盤づくりが今、求められている。

今後、わが国が中長期的な成長軌道を確立し、国際社会の安定的な発展に寄与するためには、民間の経済主体が有する「活力」が発揮されることが不可欠であり、今後の税制のあり方を考える際にも、「活力」を維持・向上させる視点が重要となっている。

こうした観点に立って、来年度の税制改正に関し下記の諸点を望みたい。

記

1. 基本的考え方：民間「活力」の維持・向上

1. 企業・個人・地域にとって「活力」ある社会の構築

活力ある社会を構築していくには、企業、個人といった経済主体や各地域において、それぞれの有する能力や特色が十二分に発揮されることが必要である。

企業は、技術革新、生産性の向上により、一層の国際競争力の強化を図り、真の企業価値を向上させるための取り組みが求められている。グローバルな展開のなかで価値を生み出そうとする企業の活動を税制はじめ関連法制が、極力阻害しないような政策努力が求められる。

個人にとっては、将来不安を払拭し、生活に対する安心感を醸成し消費の活性化を図る。特に、豊かな個人ストックの形成と、国際社会で通用する能力開発に向け、個人が主体となる投資の活性化を促す。

地域については、国の役割の限定や税財源の移管をはじめ、地域の自主的・自立的な取り組みが可能となるような仕組みを確立すべきである。

2. 「効率的で小さな」政府への努力と自治体のさらなる行財政改革の推進

社会保障関連給付などの歳出増加は不可避である。一方、労働力人口の減少から、現役世代の一人当たりの負担額はさらに高まる。こうした状況のもとで、企業や個人の「活力」の維持・向上を図るためには、「効率的で小さな」政府を目指すべきである。

国・地方の双方は徹底した無駄の排除と効率化に向け、全力で取り組むべきである。とりわけ、2010年代初頭を目途としているプライマリーバランスの達成についても、経済活性化による増収と徹底した歳出削減の実績によって実現されるべきである。歳出の内容については、予算と決算の両面から、PDCAサイクルにより、一層細かな管理が必要である。

こうした努力とともに、国と地方の新たな関係を築き、財政構造改革を実現すべきである。とりわけ、地方自治体には分権改革の主役として、一層の信頼と支持を得られるよう、さらなる行財政改革の推進と情報公開の徹底が求められる。住民による監視機能の強化も必要不可欠である。

. 2007年度税制改正への要望事項

1. 法人税制

(1) 減価償却制度の見直し

償却可能限度額の見直し

わが国の企業活動の源泉である民間設備は、総じて老朽化が進んでいる。このままでは資本生産性の低下が懸念される。設備の新陳代謝を加速させることにより、企業の国際競争力の強化、ならびに資本面からの経済成長の促進を図る必要がある。

現行の減価償却制度は、多くの主要国が償却可能限度額を 100%としているなか、95%までしか認めていない。国際的なイコール・フットイングを確保する観点から、100%に引き上げるべきである。

残存価額の引き下げ・法定耐用年数の見直し

残存価額については10%としているが、主要国と同水準(ゼロ)に引き下げるべきである。法定耐用年数についても、先端商品の開発競争が世界的に激化するなか、設備の急速な劣化・陳腐化に対応できていない。国際競争力の維持・強化に資するよう、先端商品については耐用年数の短縮と区分の簡素化を図るべきである。

(2) 法人実効税率の引き下げ

国際的な競争条件の確保に向けた法人所得課税の引き下げ

わが国企業の国際競争力を維持するとともに、国内投資が海外投資に比べ魅力を失わないようにするためには、法人所得課税を見直す必要がある。

アジア諸国との結びつきが深い関西では、民間企業が税率格差の大きいアジア諸国との厳しい競争にさらされている。海外と比べて法人に依存した課税のあり方を見直しも含め、恒久的に実効税率を引き下げよう見直すべきである。

地方法人課税の抜本的な見直し

法人税(国税)は、これまで税率の見直しが進められてきた。今後は、地方の法人所得課税について、本格的な見直しを行うべきである。法人からの税収は、景気変動の影響を受けやすいといった問題を抱えているだけでなく、都市部に偏在し自治体間の財政力格差を増大させている。

住民の意見を十分に反映し自立的な地域活性化を図るためには、個人所得課税や消費課税の役割を拡大すべきである。法人住民税および法人事業税は、抜本的な税制改革の実施を目途に、廃止も含め思い切った見直しを検討すべきである。

法人住民税・事業税の超過課税の速やかな廃止（自治体向け）

法人住民税および法人事業税に関する超過課税は、受益と負担の関係が不明確なまま企業に税負担を強いるものであり、速やかに廃止すべきである。

特に、大阪府の法人府民税の均等割の超過課税、および同税の法人税割分（標準税率5%に対し、45都道府県で5.8%、大阪府のみ6%）と法人事業税の超過課税については、府域内への企業誘致を妨げる懸念を有している。

法人府民税の均等割は期限となっている2007年3月31日をもって、また、法人府民税の法人税割分と法人事業税についても、期限である2008年10月31日をもって、超過課税を廃止すべきである。

（3）国際課税制度の整備

外国税額控除制度の見直し

）控除限度額の拡大および控除限度余裕額・超過額の繰越期間の延長

企業活動が世界的規模で進展するなかで、諸外国との二重課税を排除する外国税額控除については、国際的なイコール・フットィングの視点から見直していく必要がある。控除限度額の拡大、控除限度余裕額および控除限度超過額の繰越期間（現行3年）の延長など適用要件を緩和すべきである。

）控除限度超過額の損金算入

企業活動のグローバル化に伴い、控除限度超過の発生頻度が高まっている。外国税は経費であり、限度額を超えて控除しきれない確定した外国税額については、損金算入が認められるべきである。

）間接税額控除制度の拡張

海外投資をはじめとする企業の国際展開を一層活性化するためには、間接税額控除制度の拡張が欠かせない。間接税額控除に関する持ち株比率の要件は、現行25%から主要国と同水準の10%程度まで引き下げ、適用範囲も孫会社から曾孫会社以下まで拡大すべきである。

移転価格税制における安定性・透明性・迅速性の向上

グローバルな企業展開と連結経営が浸透するに伴い、いわゆる企業の税務リスクへの対応が重要な経営課題となっている。関西でも、数多くの企業が広く海外で多角的にビジネスを展開しており、税務行政に対する関心

が高い。

例えば、米国の内国歳入庁（IRS）では、当局が申請却下できる事由の明確化など、移転価格税制のリスクを回避するための重要な改正を2004年に行っている。こうした諸外国の動きに比して、外国との取引にかかる税務行政のあり方に一層の安定性や透明性および迅速性を求める声が強い。

特に、移転価格税制における独立企業間価格の算定にあたり、企業が実際に活用できる公開情報は限られている。税務当局が公開情報、もしくは公開可能な情報に基づいて移転価格の算定を行うなど、企業が課税の予見性を確保できるだけの適切な執行が担保されるよう、明確で安定した法制度を整備すべきである。

租税条約締結の促進

わが国経済を発展させていくためには、成長著しいアジア諸国との経済連携の拡充が不可欠である。とりわけ、中国をはじめ東アジアとの結びつきが深い関西にとって、ビジネス環境の整備は地域活性化にとって重要な課題である。2003年に締結された日米租税条約並みの条約を東アジア諸国とも早期に締結すべきである。

（４）リース取引関連税制における適切な措置の実施

本年7月に、企業会計基準委員会から公表された「リース取引に関する会計基準（試案）」では、賃貸借処理を廃止し、原則として売買処理に準じた方法が示されている。今後の会計基準の見直しを踏まえ、企業の国際競争力を低減することのないよう適切な税制上の措置を講じるべきである。

（５）退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

確定拠出年金などを含む退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきものである。

公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢社会に対応した年金税制を構築するため、2010年3月末まで課税が停止されている特別法人税は、その期限を待たずに撤廃すべきである。

2. 所得税制

(1) 上場株式の譲渡所得および配当課税

上場株式等の譲渡所得については2007年12月末まで、配当金については2008年3月末まで、それぞれ税率が10%に軽減されているが、それ以降は20%に引き上げられる。

今後は、市場活性化の方策というよりも、むしろ「貯蓄から投資へ」の流れを定着させるために、株式を保有する投資家に対し配慮をするという観点に立った施策が求められる。

譲渡所得および配当金については、それぞれ2008年1月以降、および2008年4月以降も税率10%の特例措置を延長すべきである。

(2) 民間の年金・生命保険・損害保険の税制優遇措置の拡充

少子高齢社会の進展に対応して、社会保障制度の抜本的な見直しを行うとともに、国民一人ひとりの老後や不慮の備えとしての自助努力を一層引き出すべきである。このため、民間の年金・生命保険・損害保険などについて税制優遇措置を拡充すべきである。

(3) 住宅税制の拡充

バリアフリー化など住宅の質を高めるリフォームに対するニーズは強い。住宅ストックの質の向上は、今後の少子高齢社会にも適応したものである。2006年度税制改正で創設された住宅に係る耐震改修促進税制に加え、バリアフリーを目的とした住宅リフォームに関しても、自己資金の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

3. 少子化対策税制（法人・個人双方）

(1) 法人所得関連税制における優遇措置の創設

少子高齢社会における活力の維持・向上は、わが国にとって重要な課題である。仕事と育児を両立させるための支援策など、企業が社員に対して実施する取り組みを後押しするため、先進的な事例を対象にした一定の優遇措置を創設すべきである。

(2) 個人所得関連税制の拡充

個人においても少子化対策税制を拡充する必要がある。現行の扶養親族お

よび特定扶養親族に対する控除に加えて、育児にかかる「子育て費用」を税制面でサポートする税額控除を、また小学校から中学校までの「就学費用」については、控除制度をそれぞれ創設すべきである。

4. 資産課税

(1) 固定資産税の負担水準の見直し(自治体向け)

2004年度税制改正で導入された条例限度額制度により、自治体の判断で負担水準の上限を60%から70%の範囲内で設定できることになった。都道府県別の負担水準をみると、大阪府域内は69.3%(2005年度)と全国で最も高い水準にある。

企業が国や地域を選ぶグローバルな競争時代にあっては、広く内外から企業誘致を図る必要がある。大阪市はじめ府内の市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、固定資産税の負担水準を60%まで引き下げるべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税の廃止

そもそも償却資産は、収益を生み出す性質を有しており、その生み出された企業所得に対しては、地方として法人住民税等が課されている。したがって、償却資産に対する課税は二重課税であるといわざるを得ない。

諸外国を見ても、家屋以外の事業用償却資産に課税を行う事例は少ない。企業の国際競争力を維持するためにも、償却資産への課税廃止を検討すべきである。

(3) 都市再生事業推進のための税制優遇の延長

都市再生特別措置法は、都市再生緊急整備地域内で一定の都市再生事業を施行しようとする民間事業者に対し不動産取得税の軽減等、および従前地権者には、譲渡所得にかかる軽減税率・課税繰り延べなどの特例を定めている。

民間の活力を生かし都市の魅力を向上させることは、地域活性化の重要な要素である。今後とも税制特例を活用できるよう、申請期限を2007年3月末から延長すべきである。

5．環境税

環境税の導入は、産業界の自主的取り組みを阻害し、エネルギー効率の低い国へ生産拠点の移転を促す。こうした事態は、かえって地球規模での二酸化炭素排出量の増加を招くため、環境税は導入すべきではない。

6．寄附税制の拡充

わが国において寄付文化を定着させ、NPO活動などを積極的に支援するとともに、文化・芸術・教育・スポーツなどに対し、民間の多様な価値観に基づいた資源配分の機能を充実させるべきである。

積極的に社会貢献活動を行っている企業の中には、現行の寄附金に係る損金算入限度額を超えて寄附を行っているケースもある。個人所得課税とともに、法人課税の損金算入限度額および控除を拡充すべきである。

7．税務行政の公平化・効率化

全ての納税者の所得を正確に捕捉するために、納税者番号制度を導入すべきである。また、税・年金保険料などの徴収コストを低下させるためには、納税者番号と基礎年金番号との一体運用など、国税庁と社会保険庁のより緊密な業務提携が必要である。

地方を含めた徴税業務の効率化・徴収率の改善に向けて、各地域の実情に合わせ、民間活力の導入も含めた抜本的な対策が望まれる。民間のノウハウも活かしつつ、国と地方双方が共同で徴税業務を委託する新たな徴税機関について検討すべきである。

以上